

令和7年3月11日 美郷町農業委員会会議録

令和7年3月11日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1 番	佐々木	定 廣	1 0 番	深 沢	靖
2 番	継 田	竜 也	1 1 番	齋 藤	美由木
3 番	高 橋	広 樹	1 2 番	高 橋	国 広
4 番	奥 山	秀 治	1 3 番	佐々木	竜 孝
5 番	小 西	嘉 之	1 4 番	加 藤	堅之助
6 番	深 田	秋 彦	1 5 番	高 橋	秀 行
7 番	山 田	貞 子	1 6 番	細 井	千代文
8 番	高 橋	孝 人	1 7 番	高 橋	正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

9 番 高 橋 一 平

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

第 1	議事録署名員の指名について
第 2	議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3	議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
第 4	議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）
第 5	議案第 10 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
第 6	議案第 11 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後 3 時 0 5 分本委員会の閉会を告げた。

令和7年3月11日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和7年3月11日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後3時05分
5. 議事録署名委員 7番 山 田 貞 子
8番 高 橋 孝 人

●議 長 それでは、ただ今から令和7年第3回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、7番、山田委員、8番、高橋委員を指名します。

●議 長 次に、日程第2、議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第7号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第7号、申請番号16番から申請番号20番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号16番、千畑地区の田3筆、6, 987㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は別の場所でまとまった農地を耕作することになったため、耕作地から離れている申請地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号17番、千畑地区の田8筆、24, 443㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。期間は5年間です。

申請番号18番、仙南地区の田12筆、26, 990㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号19番、仙南地区の田2筆、2,415㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号20番、千畑地区の田3筆、8,367㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人はこれまでも当該地を賃貸借しておりましたが、受人が変更となったため、今回の契約となりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号16番から申請番号20番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第7号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号16番から申請番号20番までについてですが、家族案件がありますので、まずは、申請番号16番から申請番号19番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号16番から申請番号19番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号16番から申請番号19番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号20番についてですが、家族案件ですので、〇〇〇の退席を求めます。

〇〇〇 退席 午後2時05分

●議 長 それでは、申請番号20番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号20番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号20番については原案のとおり決しました。〇〇〇の着席を求めます。

〇〇〇 着席 午後2時05分

●議 長 それでは日程第2、議案第7号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第8号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第8号、申請番号11番から申請番号26番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号11番、千畑地区の田5筆、5,057㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地は渡人の自宅から離れており、耕作不便となっていたため、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号12番、千畑地区の田2筆、7,331㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のため売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号13番、千畑地区の田1筆、679㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のため売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号14番、千畑地区の田4筆、10,590㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要になったため、近くで耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号15番、千畑地区の田1筆、3,593㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に居住していることや、合作地になっていることなどから農地を手放したく、近隣の農地所有者である受人へ売買するものです。

所有権移転後は集積のため、〇〇〇へ貸借します。

受人は、所有する農地の大半を、自らが理事を務める農地所有適格法人に貸借していることから、経営面積が2.1ha未満となっており、本来は基盤強化法による売買はできませんが、基盤強化法附則第5条第1項、農地利用集積計画に関する経過措置により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号ただし書きにより、農地所有適格法人の構成員が、その法人に利用権の設定を行う目的で売買する場合は適用が認められているため、基盤強化法による売買としたものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人はトラクター、乾燥、籾摺りは所有、田植機、コンバインは委託しております。

申請番号16番、千畑地区の田1筆、2,128㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は後継者がいないため、農地を手放したく、現在

耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインは所有、乾燥、籾摺りは委託しております。

申請番号17番、千畑地区の田1筆、2, 116㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号16番と同じで、渡人は後継者がいないため、農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号18番、千畑地区の田7筆、3, 293㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に居住しており農地を手放したく、受人へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号19番、六郷地区の田8筆、畑1筆、計14, 399㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で後継者もないため、現在耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。受人は農機具一式を個人から借り上げております。

申請番号20番、六郷地区の田3筆、58. 31㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、県外在住のため農地を手放したく、隣地を耕作している受人へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号21番、六郷地区の田2筆、1, 836㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は後継者が町外在住で、今後も農業に従事しないため、現在耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号22番、仙南地区の田1筆、6, 359㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要になったため、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号23番、仙南地区の田4筆、畑1筆、計18, 979㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外に居住しており農地を手放したいため、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引渡し時期は3月31日を予定しております。受人の経営状況に

つきましては、資料１３ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、貸借権の設定です。

申請番号２４番、仙南地区の田５筆、１６，３５９㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作が難しくなったため、隣地を耕作している受入へ耕作をお願いするものです。賃借料は１０ａあたり〇〇〇円で、期間は５年間です。受入の経営状況につきましては、資料１４ページのとおりです。受入は農機具一式を所有しております。

申請番号２５番、仙南地区の田２筆、４，３１７㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請地はこれまでも賃貸借しておりましたが、これまで賃貸していた方の耕作が難しくなったため、受入を変更するものです。賃借料は１０ａあたり〇〇〇円で、期間は５年間です。受入の経営状況につきましては、申請番号２４番と同じです。

申請番号２６番、仙南地区の田１筆、８１７㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は５年間です。受入の経営状況につきましては、資料１５ページのとおりです。受入は農機具一式を所有しております。

申請番号１１番から申請番号２６番までの案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第８号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号１１番から申請番号２６番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号１１番から申請番号１６番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１１番から申請番号１６番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１１番から申請番号１６番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号１７番について審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、私〇番委員が退席をし、議長を交代いたします。

〇番委員 退席 午後２時１９分

【 議長交代 】

●議 長 それでは、申請番号１７番についてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１７番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１７番については、原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後２時２０分

●議 長 暫時休憩します。 午後２時２０分

【 議長交代 】

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後２時２１分

●議 長 それでは、申請番号１８番から申請番号２６番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

１５番委員 確認ですけれども、申請番号２３番について約２町歩弱ですが、総額〇〇〇円で間違いないでしょうか。

●庶務班長 １０ａあたりにしますと、〇〇〇円ほどと非常に安価ですが、耕作条件が良くないため、渡人の希望で、この金額でお願いしたいということでしたので、金額に間違いはございません。

事務局職員 若干補足説明させていただきます。〇〇〇というところが３筆ありますけれども、こちらは非常に耕作条件が悪いということでした。別の方が耕作されていましたが、その方は、耕作条件が悪いことと高齢であるため買わないということでした。残り２つは一般的な農地であり、受け手からも安すぎないかという話が出ましたが、出し手の強い希望により、この金額となりました。

１５番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１８番から申請番号２６番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１８番から申請番号２６番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第３、議案第８号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第４、議案第９号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第９号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第９号、申請番号１０５番から申請番号１５７番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号105番、千畑地区の田1筆、1,958㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号106番、千畑地区の田6筆、7,427㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号107番、千畑地区の田4筆、3,345.2㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下2件の受人は、〇〇〇さんです。

賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号108番、千畑地区の田3筆、9,530㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号109番、千畑地区の田2筆、3,697㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号110番、千畑地区の田11筆、18,821㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号111番、千畑地区の田11筆、15,491㎡、渡人は〇〇〇さん、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号112番、千畑地区の田6筆、10,403㎡、渡人は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号113番につきましては、渡人の方が議案発送後の3月6日にお亡くなりになり、3月7日に死亡の届出がされました。今回は手続きが間に合わないため申請を取り下げます。

申請番号114番、千畑地区の田1筆、1,574㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下5件の受人は、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号115番、千畑地区の田6筆、8,670㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号116番、千畑地区の田2筆、5,434㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号117番、千畑地区の田1筆、718㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号118番、千畑地区の田1筆、845㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号119番、千畑地区の田1筆、1,917㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号120番、千畑地区の田3筆、7,159㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年1

か月間です。

申請番号121番、千畑地区の田1筆、3, 477 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号122番、千畑地区の田4筆、8, 831 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号123番、千畑地区の田31筆、33, 105 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は3年8か月間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんです。

申請番号124番、千畑地区の田21筆、22, 931 m²、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号125番、千畑地区の田13筆、12, 850 m²、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は3年8か月間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号126番、千畑地区の田1筆、7, 685 m²、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号127番、千畑地区の田2筆、2, 065 m²、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号128番、千畑地区の田3筆、7, 790 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は8年8か月間です。

申請番号129番、六郷地区の田1筆、10, 236 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は8年8か月間です。

申請番号130番、六郷地区の田6筆、6, 508 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号131番、六郷地区の田7筆、3, 216.56 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号132番、六郷地区の田6筆、12, 079 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号133番、六郷地区の田1筆、50 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は20年8か月間です。

申請番号134番、六郷地区の田8筆、3, 917 m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10 aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

以下3件の受人は、〇〇〇さんです。

申請番号135番、六郷地区の田20筆、19, 833 m²、渡人は〇〇〇さん

んです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号136番、六郷地区の田8筆、7,098㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号137番、六郷地区の田9筆、22,814㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号138番、仙南地区の田4筆、14,548㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号139番、仙南地区の田3筆、17,148㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号140番、仙南地区の田3筆、9,080㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号141番、仙南地区の田1筆、7,378㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号142番、仙南地区の田10筆、23,329㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号143番、仙南地区の田6筆、30,009㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は15年間です。

申請番号144番、仙南地区の田1筆、2,477㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号145番、仙南地区の田2筆、16,337㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号146番、仙南地区の田2筆、4,572㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号147番、仙南地区の田1筆、2,361㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下4件の受人は、〇〇〇さんです。

申請番号148番、仙南地区の田6筆、8,419㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号149番、仙南地区の田7筆、14,942㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下2件は使用貸借権の設定です。

申請番号150番、仙南地区の田2筆、1,971㎡、渡人は〇〇〇さんで、

期間は10年間です。

申請番号151番、仙南地区の田1筆、1,689㎡、渡人は〇〇〇さんで、期間は6年1か月間です。

以下2件の受人は、〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号152番、仙南地区の田9筆、14,313㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号153番、仙南地区の田9筆、20,211㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号154番、仙南地区の田2筆、8,548㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号155番、六郷地区の田1筆、664㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号156番、仙南地区の田1筆、782㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号157番、仙南地区の田2筆、2,967㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

農地を集積するため、権利移転するものです。

申請番号105番から申請番号157番までの53件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第9号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号105番から申請番号157番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号105番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号105番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号105番については原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号106番から申請番号107番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時38分

- 議 長 それでは、申請番号106番から申請番号107番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号106番から申請番号107番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号106番から申請番号107番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時39分

- 議 長 次に、申請番号108番から申請番号122番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号108番から申請番号122番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号108番から申請番号122番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号123番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時40分

- 議 長 それでは、申請番号123番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号123番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号123番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時40分

- 議 長 次に、申請番号124番から申請番号125番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時41分

- 議 長 それでは、申請番号124番から申請番号125番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号124番から申請番号125番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号124番から申請番号125番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時41分

- 議 長 次に、申請番号126番から申請番号144番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 13番委員 申請番号141番についてですが、〇〇〇円という金額は高いと感じますので、経緯をお聞きいたします。
- 庶務班長 再設定の案件です。事務局でも確認しましたが、受け手の方が前の額のまま再設定するということでしたので、この金額となっております。
- 13番委員 わかりました。
- 議 長 ほかに質疑ございますか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号126番から申請番号144番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号126番から申請番号144番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号145番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時43分

- 議 長 それでは、申請番号145番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号145番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号145番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時43分

- 議 長 次に、申請番号１４６番から申請番号１４７番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１４６番から申請番号１４７番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１４６番から申請番号１４７番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号１４８番から申請番号１５１番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後２時４４分

- 議 長 それでは、申請番号１４８番から申請番号１５１番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１４８番から申請番号１５１番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１４８番から申請番号１５１番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後２時４５分

- 議 長 次に、申請番号１５２番から申請番号１５７番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号１５２番から申請番号１５７番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号１５２番から申請番号１５７番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第４、議案第９号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第５、議案第１０号引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてを上程し議題とします。議案第１０号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第１０号について、議案書をもとに朗読、説明 】
- 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている方は、３年ごとに農業経営を行っている旨の証明をそれぞれ大曲税務署、秋田総合県

税事務所に提出することになっております。贈与税の納税猶予の適用を受ける者は、48ページのとおり6名、不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける者は、49ページのとおり10名で、それぞれの方から証明願の申し出がありました。この中で備考にあります「特定貸付」については、平成28年の税制改正で農業経営基盤強化促進法に基づく貸付の場合は、農業経営は廃止していないものとして税の猶予の適用が引き続き認められることから、申出者として含めております。それぞれ確定申告書の写しを添付していただき、農業を継続していることを確認しております。よって納税猶予、徴収猶予の要件は満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第10号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 この案件につきましては、各農業委員の意見が必要かと思っておりますので、各担当農業委員の方々は何か問題があれば意見を述べていただき、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第10号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時50分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時50分

- 議 長 次に、日程第6、議案第11号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見についてを上程し議題とします。議案第11号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 農政課職員 【 議案第11号について、議案書をもとに朗読 】
- 議 長 それでは説明させていただきます。令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画や、農地一筆ごとに将来の耕作者を特定した目標地図を、令和7年3月までに策定することとされ、町では昨年度から今年度までの2年間、その取り組みを進めてまいりました。

これまで6地区でそれぞれ2回の協議の場を開催し、それに加え、農業者の皆さんへのアンケートを実施し、それらの結果を踏まえまして地域計画の案を作成いたしました。

本案は、地域計画の策定にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員の皆様の意見を求めるものでございます。

それでは、事前に内容をご確認いただいているものと思っておりますので、千屋地区を参考に概要等を説明させていただきます。

議案資料1ページをご覧ください。

ページの中ほどに、農地の面積など地域計画の区域の状況を記載しております。

下段の地域農業の現状や課題を記載しておりますが、千屋地区では、地域内で耕畜連携に取り組んでおり、主食用以外の水稻や大豆以外に園芸作物として、枝豆、トマト、ネギなどの美郷推進作物や、れんこんなどの美郷ブランド作物に取り組んでいるといった現状をお伝えしております。

課題としましては、千屋地区に限らず6地区共通して、担い手不足により、耕作放棄地の拡大が懸念されております。

2ページをご覧ください。

一番上の（3）地域農業の将来の在り方ですが、先ほどの地域農業の現状や課題を踏まえまして、今後どのような農業をしていくかということを記載しております。

その下の2、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ですが、農地集積・集約化の目標について記載しております。

一番下3に、2の農地集積・集約化の目標を達成するために必要な措置を記載しております。

1ページ、2ページともに、2回の協議の場でご協議いただいた内容をもとに記載しております。

次に3ページの4、地域内の農業を担う者一覧ですが、5ページ以降に一覧を記載しておりますので、5ページをご覧ください。

こちらには、アンケートや協議の場での話し合いの結果をもとに、10年後も地域内の農地を耕作する方を記載しております。一覧の右から2列目の「目標地図上の表示」で色付けをしておりますが、こちらについては、19ページ以降の目標地図と対応した色を表示しております。

畑屋地区以降についても、内容が重複しますので、以降の説明を割愛させていただきます。

なお、地域内の農業を担う者ですが、千屋地区440名、畑屋地区232名、六郷地区273名、飯詰地区236名、金沢地区136名、金沢西根地区252名となっております。説明は以上です。

●議 長 議案第11号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

議案第11号について質疑を行います。質疑ございませんか。

13番委員 町の今後の方向性をお聞かせください。

農政課職員 現在、国の事業がこの目標地図に位置付けられているかどうか要件となっており、補助事業を使う方については、この一覧に載るようという手続きをしております。県と町の事業については、今のところ要件やポイントとなっておりますので、今後の状況を注視したいと思っております。

13番委員 まだ、方向性が定まっていないということでしょうか。

農政課職員 はい。そうです。

13番委員 わかりました。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

- 17番委員 計画の見直しは、3年ごとや5年ごとなどになるのでしょうか。
- 農政課職員 国の変更マニュアルによりますと、可能な限り年1回は見直しをすることとなっております。見直しの仕方をどのようにするかは検討中です。方法や時期を含めて、農業者・農業委員・関係機関の皆さんの負担にならないような形にしたいと考えております。
- 17番委員 地域計画に、今後、農業委員会でどのように関わっていくのでしょうか。
- 農政課職員 地域計画の一番の目的が、10年後に耕作者がいない農地を誰が耕作するかということを決めるものですので、決まっていない農地については、引き続き受け手を探す必要があります。その点についてご協力をお願いいたします。地域計画の見直しは、集約とセットで考えていただければよいと思います。
- 17番委員 わかりました。

●議 長 暫時休憩します。 午後2時57分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時01分

●議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第11号についての意見の答申ですが、原案のとおり妥当と意見決定してもよろしいでしょうか。
【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第11号については、妥当との意見を附して答申いたします。

●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和7年第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後3時05分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年3月11日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議 事 録 署 名 委 員 山 田 貞 子

議 事 録 署 名 委 員 高 橋 孝 人